



質問

総会の「出欠票・委任状・議決権行使書」の提出者及び賛否の内訳を公開してもよいでしょうか。

(相談概要)

通常総会にてある議案が承認されましたが、本議案に反対していた組合員から「出欠票・委任状・議決権行使書」提出者の部屋番号や氏名を含めた賛否の内訳について、自身を含めた他の組合員全員に対し、それを公開するよう請求がありました。これらは公開してよいもののでしょうか。なお、規約は「マンション標準管理規約」に準拠しています。



回答

「出欠票・委任状・議決権行使書」の公開手続き等については、区分所有法や標準管理規約では明記されていません。一般的な総会運営では、総会成立要件が充たされていることについて、総会の途中で議長から出席組合員に報告したり、議事録に記載することで組合員に報告することが一般的です。

それぞれの議案について誰が賛成・反対したのか、どのような議決権を行使したのかについては、総会の成立や議案の決議要件の組合員全員による確認が必要であるとの考えがあるとしても、議決権を行使した本人もその内容を知られたくない等プライバシーや個人情報に配慮が必要なこと、反対者による個人的な中傷などのトラブルにも発展しかねないことや、そもそも公開することを前提とはしていないこと等から、公開することは望ましくありません。

なお、議案に対する賛否の内訳等については、出席者の賛否、それぞれの議案に対する委任状での賛否、それぞれの議決権行使書による賛否の確認等は、総会を運営する複数の役員で確認する等、手続きの適切性を確保することが必要ですし、組合員にはきちんとした説明も必要でしょう。議長による委任状の恣意的な取扱いの疑義が生じないような総会運営が望まれます。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。